

平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要

1 制定理由

子ども・子育て支援法が制定され、条例に委任された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を制定するものです。

2 条例の要点

特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法第34条及び特定地域型保育事業に係る同法第46条の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

3 条例の構成

- (1) この条例の趣旨を定める。(第1条)
- (2) この条例における用語の意義を定める。(第2条)
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者及び施設の一般原則について定める。(第3条)
- (4) 利用定員について定める。(第4条)
- (5) 内容及び手続の説明及び同意について定める。(第5条)
- (6) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等について定める。(第6条)
- (7) あっせん、調整及び要請に対する協力について定める。(第7条)
- (8) 受給資格等の確認について定める。(第8条)
- (9) 支給認定の申請に係る援助について定める。(第9条)
- (10) 心身の状況等の把握について定める。(第10条)
- (11) 小学校等との連携について定める。(第11条)

- (12) 教育・保育の提供の記録について定める。(第12条)
- (13) 利用者負担額等の受領について定める。(第13条)
- (14) 施設型給付費等の額に係る通知等について定める。(第14条)
- (15) 特定教育・保育の取扱方針について定める。(第15条)
- (16) 特定教育・保育に関する評価等について定める。(第16条)
- (17) 相談及び援助について定める。(第17条)
- (18) 緊急時等の対応について定める。(第18条)
- (19) 支給認定保護者に関する本市への通知について定める。
(第19条)
- (20) 運営規定について定める。(第20条)
- (21) 勤務体制の確保等について定める。(第21条)
- (22) 定員の遵守について定める。(第22条)
- (23) 掲示について定める。(第23条)
- (24) 支給認定子どもを平等に取り扱う原則について定める。
(第24条)
- (25) 虐待等の禁止について定める。(第25条)
- (26) 懲戒に係る権限の濫用禁止について定める。(第26条)
- (27) 秘密保持等について定める。(第27条)
- (28) 情報の提供等について定める。(第28条)
- (29) 利用供与等の禁止について定める。(第29条)
- (30) 苦情解決について定める。(第30条)
- (31) 地域との連携等について定める。(第31条)
- (32) 事故発生の防止及び発生時の対応について定める。(第32条)
- (33) 会計の区分について定める。(第33条)
- (34) 記録の整備について定める。(第34条)
- (35) 特別利用保育の基準について定める。(第35条)
- (36) 特別利用教育の基準について定める。(第36条)

- (37) 利用定員について定める。(第37条)
- (38) 内容及び手続の説明及び同意について定める。(第38条)
- (39) 正当な理由のない提供拒否の禁止等について定める。
(第39条)
- (40) あっせん、調整及び要請に対する協力について定める。
(第40条)
- (41) 心身の状況等の把握について定める。(第41条)
- (42) 特定教育・保育施設等との連携について定める。(第42条)
- (43) 利用者負担額等の受領について定める。(第43条)
- (44) 特定地域型保育の取扱方針について定める。(第44条)
- (45) 特定地域型保育に関する評価等について定める。(第45条)
- (46) 運営規程について定める。(第46条)
- (47) 勤務体制の確保等について定める。(第47条)
- (48) 定員の遵守について定める。(第48条)
- (49) 記録の整備について定める。(第49条)
- (50) 準用について定める。(第50条)
- (51) 特別利用地域型保育の基準について定める。(第51条)
- (52) 特定利用地域型保育の基準について定める。(第52条)
- (53) 罰則について定める。(第53条)
- (54) この条例に定めるもののほか特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関し必要な事項は、市長が定めることを定める。(第54条)
- (55) この条例の施行期日を定める。(附則第1項)
- (56) 特定保育所に関する特例について定める。(附則第2項・第3項)
- (57) 施設型給付費に関する経過措置について定める。(附則第4項)
- (58) 地域型保育給付費に関する経過措置について定める。(附則第5項)
- (59) 利用定員に関する経過措置について定める。(附則第6項)
- (60) 連携施設に関する経過措置について定める。(附則第7項)